##### 川越市障害者等生活サポート事業実施要綱

##### （趣旨）

# 第１条　この要綱は、在宅の心身障害児又は障害者（以下「障害者等」という。）及びその家族の必要に応じて、迅速かつ柔軟なサービスを提供する団体の運営に要する経費を助成する事業の実施に関し必要な事項を定め、障害者の福祉の向上及び介護者の負担軽減を図ることを目的とする。

##### （対象サービス）

# 第２条　この要綱による助成の対象となるサービスは、次の各号に掲げるものとする。

### ⑴　一時預かり　団体の管理する場所で短時間、滞在させて行う入浴、排せつ及び食事の介護等の支援

### ⑵　介護者の一時派遣　居宅において行う入浴、排せつ及び食事等の介護等の支援をいう。

### ⑶　外出援助　外出時における移動中の介護等の支援をいう。

### ⑷　送迎　自らの運転する車両への乗車又は降車の介助に加え、乗車前及び降車後の屋内外で行う外出時の移動中の介護等の支援をいう。

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

## ２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象としない。

⑴　サービスの提供を個別（１対１）で行っていないとき。

⑵　サービスを提供する団体が行うレクリエーション行事に参加するとき。

⑶　障害者等本人が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第５条第１項に規定する障害福祉サービス及び同令第７７条に規定する地域生活支援事業において利用できる場合又は介護保険法（平成９年法律第１２３号）において、同様のサービスを利用することができる場合

⑷　施設入所者（川越市在宅心身障害者手当支給条例施行規則（昭和58年規則第9号）第2条各号に掲げる施設に入所している者をいう。）に対し、サービスを提供する場合（一時帰省時を除く。）

### ⑸　前各号に掲げるもののほか、サービスを提供することが適当でないと認められるとき。

##### （外出援助及び送迎の範囲等）

第３条　前条第１項第３号に規定する外出援助及び同条同項第４号に規定する送迎の外出の範囲は、次のとおりとする。

⑴　社会生活上必要不可欠な次に掲げる外出

　　ア　商業施設での買い物等の日常生活を営む上で必要な外出

　　イ　医療機関及びこれに準ずるものへの通院（定期的な通院計画を持たないもの）で、急病、怪我による治療等の緊急性を必要とする外出

　　ウ　学校又は施設の見学、利用の手続、入学手続、就職説明会等、今後の生活において必要な手続であり、目的達成後の継続性のない外出

⑵　余暇活動等の社会参加のための次に掲げる外出

#### ア　自己啓発や教養を高めるための外出

#### イ　トレーニングジムやプール等、健康増進を図るための外出

#### ウ　地域の行事、祭りへの参加等、地域生活に欠かせないと判断できる外出

#### エ　生活の内容や質の充実、向上を図るための余暇に係る外出

#### オ　冠婚葬祭への出席、見舞い等、社会生活一般で考えられる付き合いのための外出

# ２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる外出は、この要綱による助成の対象としない。

⑴　収入を得ることを目的とした通勤、営業活動等の経済活動に係る外出

⑵　通年（１年を通してその用務のための外出支援が定期的に必要な場合）又は長期（３月以上継続する場合）にわたる外出。ただし、余暇活動等の社会参加のための外出は除く。

⑶　賭博その他の射幸行為を目的とする場所への外出

⑷　風俗営業等を行う店舗への外出

⑸　宗教活動を理由とした外出(宗教的意義を持ち、宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるものに限る。)

⑹　その他公金を支出することが適当でないと考えられる外出

##### （特例）

第４条　前条の規定にかかわらず、通常介助を行っている保護者が、怪我や疾病等の理由により、一時的に障害者等の学校又は施設への通学又は通所の介助ができない場合であって、市長が必要と認めたときは、対象とするものとする。この場合において、利用有効期間は２月以内とする。

##### （対象団体）

第５条　生活サポートを行う対象団体は、次に掲げる団体であって、かつ、あらかじめ、本市に登録した団体（以下「事業者」という。）とする。

### ⑴　社会福祉法人等の非営利法人又は障害者の福祉に関する特定非営利活動法人

### ⑵　障害者の福祉を目的とする非営利団体

##### （事業者登録の申請等）

# 第６条　前条の登録を受けようとする団体は、川越市障害者等生活サポート事業者登録申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

### ⑴　職員の有する資格、経歴等が記載されている職員名簿

### ⑵　傷害保険加入証書の写し

### ⑶　定款及び登記事項証明書又は団体としての活動実績、会則等が記載されている書類

### ⑷　契約書及びパンフレット等、利用者にサービス内容等を明示する書類

### ⑸　サービスを提供する場所の見取り図

### ⑹　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

## ２　市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その可否を決定し、川越市障害者等生活サポート事業者登録決定（却下）通知書（様式第２号）により申請団体に通知するものとする

## ３　事業者は、団体の名称等に変更があったときは、川越市障害者等生活サポート事業者登録変更届（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

##### （介護等の総合的な提供）

# 第７条　事業者は、サービスの提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動の介護等を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

## ２　事業者は、自ら第２条第１項第１号から第４号までのサービスを提供できる体制を有していなければならない。

３　前項の規定は、本市から法第１９条第１項の支給決定（以下「支給決定」という。）を受けて、市外の共同生活援助を行う住居（以下この項及び第９条第２項において「共同生活住居」という。）に入居している者であって、共同生活住居の所在する市町村（埼玉県内に限る。）において、同様のサービスを受けられない者にサービスを提供する事業者であって、かつ、市内の事業者がその者に対し、サービスを提供することが困難であると認められる場合は適用しない。

##### （事業者の遵守事項）

# 第８条　事業者は、サービス提供中の利用者に係る傷害保険に加入しなければならない。

## ２　事業者は、事業の円滑な運営に協力するとともに、本市との密接な連携を図らなければならない。

## ３　事業者は、その提供するサービスの内容、料金、従事する職員の資格等及び経理状況を利用者に対して明示しなければならない。

## ４　事業者は、サービス提供によって得た個人の秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、利用者又はその保護者の承諾があった場合は、この限りでない。

## ５　事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から５年間保管しなければならない。

##### （利用対象者）

第９条　事業者からサービスの提供を受けることができる者は、本市に住所を有する者（他の市町村の支給決定を受けて、本市の共同生活住居に入所している者を除く。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

### ⑴　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

### ⑵　埼玉県療育手帳制度要綱（平成１４年埼玉県告示第１３６５号）第４条第２項に基づく療育手帳の交付を受けている者

### ⑶　知的障害者更生相談所又は児童相談所において、知的障害があると判定された者

⑷　医師により心身の発達に障害があると診断された者

２　前項の規定にかかわらず、本市の支給決定を受けて、市外（埼玉県内に限る。）の共同生活住居に入居している者であって、市長が必要と認めたものは、サービスの提供を受けることができる。

（利用申請）

## 第１０条　事業者からサービスの提供を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川越市障害者等生活サポート利用者登録申請書（様式第４号。以下「申請書」という。）を市長に提出し、登録を受けなければならない。

## ２　前項の場合において、申請者が登録を受ける日の属する年度の４月１日の前日において１８歳に達しない者（以下「障害児」という。）のときは、生計中心者の当該年度（申請書を提出する時期が4月から６月までの間にあっては前年度）分の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第２９２条第１項第２号に掲げる所得割（同法第３２８条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第５条の４第６項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）が確認できる書類を添付しなければならない。ただし、市が生計中心者に係る市町村民税の所得割額の情報を関係機関から提供を受けることについて本人が同意した場合は、この限りでない。

３　前条第１項第４号に該当する申請者は、市の求めに応じ、医師が作成した診断書（以下「診断書」という。）を添付しなければならない。

（利用者証の交付等）

# 第１１条　市長は、前条第１項に規定する申請があったときは、速やかに必要な事項を審査の上、登録の可否を決定し、登録決定となった申請者（以下「登録利用者」という。）に、川越市障害者等生活サポート事業利用者証（様式第５号。以下「利用者証」という。）を交付するものとする。

## ２　申請者が障害児のときは、別表に基づき所得階層区分に係る補助単価（以下「補助単価」という。）を決定し、川越市障害者等生活サポート利用料補助単価決定（却下）通知書（様式第６号）により当該申請者に通知するとともに、利用者証に補助単価を明記するものとする。

# （利用者証の有効期限等）

# 第１２条　利用者証の有効期限は登録決定を受けた日の属する年度の３月３１日までとする。

２　利用者証は、毎年度更新するものとし、登録利用者から利用を終了する旨の届出がない限り、自動的に更新されるものとする。

（補助単価の再認定）

第１３条　市長は、毎年度７月に補助単価の再認定を行うものとする。

２　前項の再認定については、第１０条第２項及び第１１条第２項の規定を準用する。

（登録利用者の届出義務）

第１４条　登録利用者は、次に掲げる事項に該当するときは、川越市障害者等生活サポート利用登録変更・終了届（様式第８号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

⑴　登録利用者の氏名、住所等を変更したとき

⑵　利用を終了するとき

２　登録利用者は、利用者証の紛失、破損その他の理由により、利用者票の再交付を受けようとするときは、川越市障害者等生活サポート利用者証再交付申請書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（費用負担）

第１５条　登録利用者は事業が定める額を利用者負担額として事業者に支払うものとする。ただし、登録利用者が障害児のときは事業者が定める額から補助単価を引いた額を支払うものとする。

（利用者の遵守事項）

第１６条　登録利用者は、事業者への利用申込みの際に利用者証を提示しなければならない。

２　登録利用者は、利用者証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

３　登録利用者は、現に所持している利用者証の有効期限が経過したときは、速やかに当該利用者証を市長に返還しなければならない。

（登録の取消し）

第１７条　市長は、事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者の登録を取り消すことができる。

⑴　登録申請内容又は事業報告内容に虚偽があるとき。

⑵　事業の実施に関し、不正な行為があったとき。

⑶　その他、事業者として不適切と判断されるとき。

２　前項の規定に該当し、登録を取り消すときは、川越市障害者等生活サポート事業者登録取消通知書（様式第１０号）により事業者に通知するものとする。

##### （補助金の交付）

第１８条　事業者の運営に要する経費に関し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

２　前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和５４年規則第９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

##### （補助金の額）

第１９条　補助金の額は、次に掲げる額を合計した額とする。

⑴　事業者が定める１時間当たりの利用料（以下「利用料」という。）に２を乗じて得た額（１，９００円を超える場合は、１，９００円とする。）に事業者がサービスを提供した時間（実際にサービスを行った時間をいうものであり、サービスのための準備に要した時間は含まない。以下「サービス提供時間」という。）を乗じて得た額

⑵　登録利用者が障害児の場合で、サービス提供時間に別表に定める当該登録利用者が属する世帯の階層区分に応じた補助単価（利用料が補助単価を下回っていた場合はその利用料を限度額とする。）を乗じて得た額

２　利用時間の上限は、１人当たり１の年度につき１５０時間とする。ただし、年度の途中で登録利用者となった者の利用時間の上限は、１５０時間を月割りで算出した時間とする。

##### （補助金の交付申請）

第２０条　規則第４条第１項の申請書の様式は、様式第１１号のとおりとする。

##### （補助金の交付決定（却下）通知書の様式）

第２１条　川越市障害者等生活サポート事業補助金交付決定（却下）通知書の様式は、様式第１２号のとおりとする。

（補助金の変更交付申請）

第２２条　補助金の交付決定後の事情の変更により、補助金の申請額に変更を生じた場合は、川越市障害者等生活サポート事業者運営費補助金変更交付申請書（様式第１３号）を当該年度の３月３１日までに提出しなければならない。

２　市長は、補助金の額の変更を決定したとき又は変更しないことを決定したときは、川越市障害者等生活サポート事業者運営費補助金変更交付決定（却下）通知書（様式第１４号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第２３条　補助金の交付請求は、様式第１５号により毎月５日までに行わなければならない。

（補助金の交付）

第２４条　補助金の交付は、請求した月の末日とする。

（実績報告書の様式）

第２５条　規則第１３条に規定する報告書の様式は、様式第１６号のとおりとする。

（補助金の確定通知書の様式）

第２６条　規則第１４条に規定する補助金額の確定の通知は、様式第１７号により行うものとする。

（指導監査の実施）

第２７条　市長は、この事業の適正な事業運営を確保するため、市が別途定める要領に基づき補助金を支出している事業者に対して指導監査を行い、その結果を県に報告する。

（その他）

第２８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

２　次に掲げる要綱は、廃止する。

⑴　川越市障害児（者）生活サポート事業実施要綱（平成１１年１０月１日決裁）

⑵　川越市障害児（者）生活サポート事業運営費補助金交付要綱（平成１１年１０月１日決裁）

３　この要綱の施行の際現に附則前項第１号の規定による廃止前の川越市障害児（者）生活サポート事業実施要綱第４条の規定により登録を受けている団体は、第５条の規定により登録を受けた団体とみなす。

４　この要綱の施行の際現に附則第２項第２号の規定による廃止前の川越市障害児（者）生活サポート事業運営費補助金交付要綱第１０条第２項の規定する帳簿及び証拠書類については、第２４条第５号の帳簿及び証拠書類とみなし、同号の規定を適用する。

　　　附　則

１　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

２　平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までに改正前の川越市障害者等生活サポート事業実施要綱第５条第２項により登録決定を受けていた事業者であって、平成２６年４月中に継続して第６条第２項による登録を受けた事業者は、当面の間、第３条第１号イの規定は、適用しない。

３　平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までに改正前の川越市障害者等生活サポート事業実施要綱第５条第２項により登録決定を受けていた事業者であって、平成２６年４月中に継続して第６条第２項による登録を受けた事業者は、第７条第２項の規定は、適用しない。

４　この要綱の施行の日前に行われた改正前の川越市障害者等生活サポート事業実施要綱第５条第１項の登録の申請であって、平成２６年３月３１日までに登録がなされていないものについては、第７条第２項の規定は、適用しない。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

　附　則

１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

２　平成２９年度において、改正前の川越市障害者等生活サポート事業実施要綱第１９条第１項第３号の規定により、補助金の交付額に賃借料補助額が加えられていた事業者は、同号の改正については、適用しない。

附　則

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）第１０条第１項の登録を受けていた者については、改正後の要綱（以下「新要綱」という。）第１０条第１項の登録を受けた者とみなす。

３　この要綱の施行の際現に旧要綱第１１条第２項の補助単価の決定を受けていた者に係る新要綱第１１条第２項の補助単価の決定については、令和４年６月までの間は、なお従前の例によることができる。

別表（第１１条、第１９条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 登録利用者の属する世帯の階層区分 | 補助単価 |
| Ａ | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯 | 950円 |
| Ｂ | 生計中心者の当該年度（4月1日から6月30日までの登録にあっては前年度。以下この表において同じ。）における市町村民税が非課税の世帯（A階層を除く。） | 950円 |
| Ｃ | 生計中心者の当該年度における市町村民税の所得割額が23,400円以下の世帯 | 700円 |
| Ｄ | 生計中心者の当該年度における市町村民税の所得割額が23,401円以上35,400円以下の世帯 | 550円 |
| Ｅ | 生計中心者の当該年度における市町村民税の所得割額が35,401円以上65,400円以下の世帯 | 300円 |
| Ｆ | 生計中心者の当該年度における市町村民税の所得割額が65,401円以上101,500円以下の世帯 | 100円 |
| Ｇ | 生計中心者の当該年度における市町村民税の所得割額が101,501円以上の世帯 | 0円 |

様式　略